

ASF 侵入防止のため違法畜産物密輸・流通の遮断に総力対応

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbWFmcmEIMkY2OCUyRjMyMTIyNyUyRmFydGNsVmlldy5kbyUzRnJnc0JnbmRIU3RyJTNEJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTI2cmdzRW5kZGVtdHIIM0QIMjZiYnNPcGVuV3JkU2VxJTNEJTI2cGFnZSUzRDEIMjZyb3cIM0QxMCUyNnBhc3N3b3JkJTNEJTI2YmJzQ2xTZXEIM0QIMjZzcmNoQ29sdW1uJTNEJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D>

(以下、機械翻訳などによる仮訳)

摘要

◇アフリカの豚コレラ(ASF)の国内への侵入を防止するために、違法に輸入される畜産物の密輸・流通・販売根絶を目指す関係省庁合同特別対策期間を設置(2019.9.1~9.30)。

*農林畜産食品部、食品医薬品安全処、関税庁、海洋警察庁、地方自治体など

○(流通・販売)お盆前後に外国の食料品店を対象とした違法畜産物流通・販売の遮断のための集中合同点検(食品医薬品安全処・農林畜産食品部・地方自治体)

○(密輸取締り)中国など、ASF 発生国からの搬入貨物コンテナの検査拡大(検査選別件数の50%以上)および監視、広報活動(関税庁・海洋警察庁)

○(空港での検疫)ASF 発生国のハイリスク路線を対象とした集中一斉検査と畜産関係者の携帯畜産物搬入を集中ブロック(農林畜産食品部・関税庁)

- 沿岸港・貿易港などの国境検疫推進実態の点検

□昨年、中国でASFが発生した後ASF国内侵入を遮断するため農林畜産食品部、関税庁、食品医薬品安全処、海洋警察庁など関係省庁が協力し、国境検疫と畜産物密輸の徹底した管理を行っている。

*アジア7カ国で6286件発生:中国158件(香港2件を含む)、モンゴル11件、ベトナム6082件、カンボジア13件、北朝鮮1件、ラオス18件、ミャンマー3件

□農林畜産食品部(長官イゲホ、以下農食品部)は、海外旅行者の違法携帯畜産物を遮断するために罰則金の額を引き上げ、海外現地広報を強化している。

○海外旅行者が違法に畜産物を海外から持ち込まないように、今年6月から未申告の罰則金を最大1000万ウォン(約87万円)まで引き上げ、違反した者に対しては厳正に罰則金を科している(17件)。

*罰則金の改正(2019年6月1日)以降賦課実績:17件(中国人5人、韓国人4人、ウズベキスタン人3人、カンボジア人、モンゴル人、タイ人、フィリピン人各1人)

○併せて、ASF発生国から入国する海外旅行客が畜産物を搬入しないよう、外国人のビザ発給時のリーフレット配布や空港の電光掲示板を活用した検疫案内等を進めている。

□国内で違法に持込まれた畜産物の流通・販売を阻止するために、昨年から食品医薬品安全処、農食品部、自治体が共同で外国食料品販売店の取締りを実施しており、無申告の販売店 38ヶ所を摘発し、警察庁に告発した。

*2018年8月以降、外国食料品販売店 1187カ所に 11回取締りした結果 38店を摘発し、インターネット販売サイト 772をブロックした。

**無申告で食品(畜産物を含む)を販売すると 10年以下の懲役または 1億ウォン(約 870万円)以下の罰金が科される。

○関税庁・海洋警察庁は、ASF 発生国である中国などからの違法畜産物が国内に搬入されないように継続的な監視・取締りを実施している。6月、海洋警察庁は、中国産の肉製品(ソーセージ、ビーフジャーキーなど)の違法流通販売被疑者 5人を検挙*した。関税庁と協力して搬入経路を追跡するなど協力体制を更に強化する。

*中国製違法肉製品(ソーセージ、ビーフジャーキーなど)販売業者 3人を検挙した。肉製品の搬入経路は中国から搬入された仏像のコンテナに肉製品を忍ばせるという手法であったことを確認し、さらに 2人の密輸業者を検挙した。

- 上記の事件は 2019.4.17~5.15 までの 4回に渡り、202箱(ソーセージ 177箱、ビーフジャーキー 10箱、鶏の足 10箱)の総 776Kg(推定)を密輸してアニョン市、アンサン市一帯で流通・保管していた。(押収量 44.62箱、195.5Kg、ASF ウイルス検査の結果は陰性)

□農食品部など関係省庁は、畜産物の密輸・流通・販売を阻止するための特別取締り期間(9月1日~30日)を設定・運営し、探知犬追加投入など国境検疫を強化していく計画である。

○(流通・販売の取り締り)食品医薬品安全処は外国食料品販売店の定期点検(月 2回、自治体)と政府合同特別取締り(随時、食品医薬品安全処・検疫本部・自治体)を強化し、インターネット販売サイトを通じた違法畜産物の販売を継続的に監視し、阻止する計画。

- さらに、秋夕(チュソク:韓国の祝日)前後、畜産物を取扱う外国食料品販売店を政府合同(検疫本部、自治体)で特別取締まる予定。

○(密輸取り締り)関税庁は、秋夕前後に違法畜産物の密輸が増加すると判断し、取締り期間に情報収集を通じた市場取締り、ASF 発生国から搬入されたコンテナ貨物の検査選別強化(検査選別件数 50%以上)など、大々的な密輸取締りを実施し、中国等から輸入される関連物品の輸入通関検査も徹底する計画である。

*検査選別:事前情報分析を通じ、国内搬入貨物の検査要否を決定

- 海洋警察庁は、ASF 侵入防止のための違法畜産物密輸取締り専門班(30班 88人)を設け、輸入禁止畜産物摘発時、流通・搬入経路を追跡・調査し、関係者を厳重に処罰する計画。

○(空港での検疫)空港の国境検疫を徹底するために ASF 発生国のハイリスク路線については、税関と共同で一斉検査を強化し、外国人労働者を含むすべての畜産関係者が違法畜産物を搬入しないように集中的に管理していく計画である。

- 特に、荷物からの携帯畜産物を摘発するため、検疫探知犬(ハンドラー 8人)を追加投入し、密輸防止

のための沿岸港・貿易港などの国境検疫推進の実態も点検する予定である。

□今後も農食品部は、海外旅行者が違法畜産物を搬入しないようビザ発給時に検疫の注意事項を案内するなどの海外広報を推進するとともに、食品医薬品安全処、海洋警察庁、関税庁等関係省庁との協力体制を維持・強化していく予定である。